

# 建災防とちぎ

No.152

2025.9

建設業労働災害防止協会 栃木県支部 〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 TEL 028-639-3133

**技能講習、特別教育等の資格の取得は建災防で！**



## CONTENTS

- 令和7年度 全国労働衛生週間実施要綱 ..... 2
- 環境省・厚生労働省からのお知らせ ..... 4
- 写真で学ぼう安全衛生管理！Part41 ..... 6
- 事務局だより ..... 7
- トピックス ..... 8



**技能講習・特別教育等のご案内〈10月～12月〉▶ P7参照**



## 令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

**本週間 10月1日～7日**

**準備期間 9月1日～30日**

**厚生労働省 栃木労働局**

### ●趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇が続いているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度(自律的管理)が令和6年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画(以下、「14次防」という。)において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安

全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた(施行日は公布後3年以内に政令で定める日)。また、危険性・有害性情報の通知義務(SDSの交付等の義務)に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた(施行日は令和8年4月1日)。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

### ●実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

#### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

#### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

##### 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (エ) 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- (カ) 労働者の作業行動に起因する労働災害(転倒・腰痛災害)防止対策
- (キ) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- (ク) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

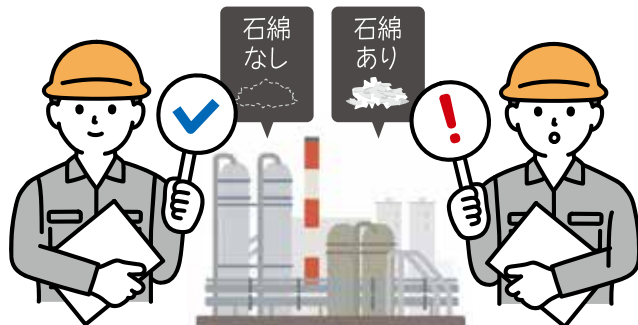
# 令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、  
**工作物石綿事前調査者講習を受講**して、  
資格の取得をお願いします。

こんな工事も  
有資格者による調査の  
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!

**また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。**

# **事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※** **いますぐご確認ください**

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

## 既存の下記工作物の工事を行いますか？

- |                                     |                                 |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 反応槽        | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備※2 |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉        | <input type="checkbox"/> 発電設備※3 |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び压力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備   |
| <input type="checkbox"/> 配管設備※1     | <input type="checkbox"/> 配電設備   |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備       | <input type="checkbox"/> 送電設備※4 |

いいえ

はい

## 既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※5
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※6
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

いいえ

### 工作物石綿事前 調査者資格が **必要**



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者  
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者  
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者  
**のいずれかの資格が必要**

工作物石綿事前  
調査者資格は  
**不要**

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

**工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、  
登録講習機関で受講できます！**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

Part  
41

## 写真で学ぼう安全衛生管理！

建災防本部では、現場で撮影した写真に解説（優良事項・改善事項）と根拠法令などを加えたテキストを作成・販売しております。今般、その中の一部を抜粋しましたので、安全パトロールの参考書や安全対策の「見える化」の推進などに活用いただければ幸いです。なお、テキストをご用命の際は栃木県支部までお問い合わせください。



- ❌ 盛土転圧作業を振動ローラーで行っているが、路肩に近寄り過ぎた場合、路肩が崩れたり、路肩から逸脱して転落するおそれがある。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- 盛土作業は常に層状で盛土が高くなっていくことから、堅固な転落防止設備を設けることが困難である。よって、旗による路肩明示を行うとともに、路肩から50cm離れた場所をラインで明示し、オペレータにはラインを超えないよう指導を徹底する。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- ❌ コードリールを巻いたまま使用すると、コードが熱を持ちバーストするおそれがある。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- コードを巻いたまま5A（500W）以上使うと、コードが焼けるおそれがあるため、全部引き出して使用している。また、使わないコンセントにはキャップをかぶせている。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- ❌ ワイヤロープが乱雑に放置されている。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- 収納庫を設置し、玉掛けワイヤロープ、繊維ロープ（ベルトスリング）等が1カ所に集約され、整然と配置されている。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）

## 事務局だより

## 技能講習・特別教育等のご案内〈10月～12月〉

令和7年度秋期講習会のご案内をいたします。栃木県支部で受け付ける講習会は開催日の1ヶ月前からです。また、各分会で受け付ける講習会については、分会窓口にご直接お問い合わせください。

定期講習会の変更や臨時に講習会を開催する場合がありますので、建災防栃木県支部のホームページでご確認ください。

## 作業主任者技能講習

※助成金対象

○足場の組立て等

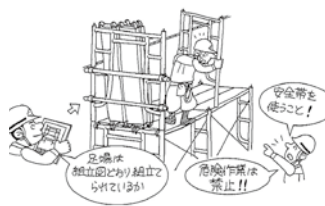
12/18～19

栃木県支部

○建築物等の鉄骨の組立て等

10/27～28

栃木県支部



## 運 転 技 能 講 習

※助成金対象

○車両系建設機械(整地等)

12/1～2

栃木県支部

○玉掛け

11/4～6

栃木県支部

○高所作業車

10/14～16

足・安分会



## 特 別 教 育

※助成金対象

○石綿使用建築物等解体業務(CPDS対象)

11/21

栃木県支部

○足場の組立て、解体又は変更

10/20

栃木県支部

○法面ロープ高所作業

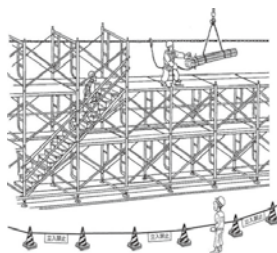
10/8～9

栃木県支部

○フルハーネス型  
安全帯使用作業

11/25

栃木県支部



## そ の 他 の 教 育

○安全衛生推進者養成講習  
(CPDS対象)(CPD対象)

10/6～7

栃木県支部

○足場の組立て等能力向上教育(点検実務)

10/1

栃木県支部

○職長・安全衛生責任者教育

11/19～20

宇都宮分会

12/8～9

栃木県支部

○丸のご取扱い作業教育

10/21

下都賀分会

○建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

10/22～23

栃木県支部

○建設従事者教育

随時実施



## Topics



7月24日(木)建設従事者教育



8月6日(水)安全衛生委員会



8月7日(木)自由研削といしの取替え、試運転業務特別教育



8月8日(金)安全指導者研修



8月25日(月)安全指導者養成講座



8月26日(火)緊急要請(硫化水素中毒防止対策)



9月1日(月)元方安全衛生管理者能力向上教育



9月5日(金)低圧充電電路の修理等の業務特別教育